

## 第 1 章

### 基本構想の位置づけ

## 1-1. 基本構想策定の目的

光市役所本庁舎は、昭和43年に建設されてから50年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。特に、建物の耐震指標であるI<sub>s</sub>値が低い状況にあるため、大規模な地震が発生した場合、防災指令拠点としての役割を果たすことができなくなるおそれがあります。

東日本大震災や熊本地震を契機として、全国の自治体で防災指令拠点である本庁舎の耐震化が進められる中、本市においても喫緊の課題として、同様の取組に着手することとしていました。

こうした状況の中、平成30年7月豪雨が発生し、本市においては、7月4日から8日にかけて総雨量が456mmを観測し、最大時には市内全域で262世帯532名の方が避難所へ避難しました。また、本市を貫流する島田川流域を中心に多数の家屋が浸水するとともに、市内各所で土砂災害が発生し、合わせて511棟の住家が被害を受けるなど、多くの市民の生命が危険に晒され、財産にも大きな被害があったことから、災害復旧に全力を傾注することとし、本庁舎の耐震化については凍結することとしました。

しかしながら、地球温暖化の進展に伴う異常気象等により、毎年のように全国各地で記録的な豪雨や大型台風の襲来が相次ぐ中、本市においても、今後また大規模な風水害が発生する確率は決して低いものとは言えません。

このため、地震への備えはもちろんのこと、本市特有の風水害等あらゆる災害に対する防災指令拠点の機能強化を図ることが急務となっています。

この基本構想は、本庁舎の耐震化を凍結したことを踏まえた上で、いつ発生するか分からない災害に備えるため、耐震性の確保をはじめ、発災時の初動確保やライフライン途絶時の災害対応活動の継続など、本庁舎における防災指令拠点の機能強化策を検討し、市民の安全と安心を守ることを目的として策定するものです。

## 1-2. 上位・関連計画における防災対策の推進

光市では、防災体制の整備充実等による災害対策の着実な推進を図ることとしています。

### ア 第2次光市総合計画

第2次光市総合計画は、将来を展望した総合的かつ計画的なまちづくりによって、本市が理想とする未来を切り拓くための指針とするものです。

この総合計画の分野別計画において、地域における防災・減災対策の推進を掲げ、災害時の防災拠点の整備など災害に強い都市基盤づくりを進めることとしています。

#### 4つの方向性

##### ○防災意識の醸成

➡ハザードマップ、出前講座、防災研修、防災訓練などの活用による防災意識の向上

##### ○防災コミュニティの育成と連携強化

➡自主防災組織等の育成、高齢者・障がいのある人・乳幼児等の避難援助体制の強化

##### ○防災体制の整備充実

➡災害関連情報の収集・提供、物資・資機材等の計画的な備蓄、各種応援協定・福祉避難所協定の締結、広域的な受援体制の確保や災害ボランティアの受入体制の整備

##### ○災害に強い都市基盤の整備

➡市役所本庁舎の耐震化に向けたあり方検討、防災拠点や避難場所の確保・整備、公共施設等の防火・避難対策やバリアフリー化

### イ 光市地域防災計画

光市地域防災計画は、市域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市や県等の防災関係機関及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関及び住民がその有する全機能を有効に発揮して光市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定されています。

「第3編 災害応急対策計画」の「第1章 応急活動計画」において、市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における市の活動体制等を定めています。

### ウ 光市業務継続計画（BCP）

光市業務継続計画は、地域防災計画に定める災害応急対策業務の着実な推進と、継続する必要性が高い通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え、可能な限り速やかな復旧・復興に努め、市民生活の回復を図ることを目的に策定されています。

地域防災計画で規定される災害応急対策業務、復旧・復興業務に加え、通常業務の継続について、被災した場合でも市の役割を適切に果たせるよう計画されています。

#### 基本方針

○大規模地震から市民の生命・生活・財産を守る。

○市民生活や社会経済活動の維持及び早期回復に努める。

○業務継続のために必要な態勢をとり、必要な資源の確保に努め、最大限有効活用する。